

平成 18 年 8 月吉日

お客様 各位

メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社

メリルリンチ・ワールド・ボンド・オープン（為替変動型） / （為替変動回避型）
約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、ご投資いただいております、追加型証券投資信託「メリルリンチ・ワールド・ボンド・オープン（為替変動型）」、「メリルリンチ・ワールド・ボンド・オープン（為替変動回避型）」（以下「為替変動型」、「為替変動回避型」または「各ファンド」といいます。）および各ファンドが主要投資対象としている「メリルリンチ・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替変動型）」および「メリルリンチ・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替変動回避型）」（以下、各々「マザーファンド（為替変動型）」、「マザーファンド（為替変動回避型）」）といいます。）につきまして、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

敬具

記

予定している重大な約款変更の内容

（「重大な約款変更」とは、ファンドの商品性などにかかる約款変更をいいます。）

「為替変動型」、「マザーファンド（為替変動型）」

変更箇所	変更の内容	
運用の権限委託	運用指図に関する権限を、ブラックロック・グループの下記運用会社へ委託します。	
	商号	委託する権限
	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。）
	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド	外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド	外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
運用の基本方針	1) 投資対象とする公社債の格付を取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）とします。 2) デリバティブについて、現在は価格変動リスクをヘッジする為の利用に限定していますが、変更後はデュレーション・リスク等を調整する為などのヘッジ目的以外にも活用することがあります。 3) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合もあります。	

「為替変動型」、「マザーファンド（為替変動型）」（続き）

変更箇所	変更の内容
および の変更 に付随する変更	運用の基本方針の変更および運用の指図に関する権限の委託に伴い、投資対象資産の種類追加、私募債等に関する投資制限の削除、先物等取引および外国為替予約取引の範囲および目的の変更を行います。

「為替変動回避型」、「マザーファンド（為替変動回避型）」

変更箇所	変更の内容								
運用の権限委託	<p>運用指図に関する権限を、ブラックロック・グループの下記運用会社へ委託します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>商号</th> <th>委託する権限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク</td> <td> 外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） </td> </tr> <tr> <td>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド</td> <td>外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</td> </tr> <tr> <td>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド</td> <td>外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</td> </tr> </tbody> </table>	商号	委託する権限	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。）	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド	外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド	外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
商号	委託する権限								
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。）								
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド	外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限								
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド	外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限								
運用の基本方針	<p>1) 投資対象とする公社債の格付を取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）とします。</p> <p>2) デリバティブについて、現在は価格変動リスクをヘッジする為の利用に限定していますが、変更後はデュレーション・リスク等を調整する為などのヘッジ目的以外にも活用することがあります。</p> <p>3) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。</p>								
および の変更 に付随する変更	運用の基本方針の変更および運用の指図に関する権限の委託に伴い、投資対象資産の種類追加、私募債等に関する投資制限の削除、先物等取引および外国為替予約取引の範囲および目的の変更を行います。								

< 約款変更予定日および約款変更適用予定日 >

約款変更予定日 : 平成18年10月1日

約款変更適用予定日 : 平成18年10月23日

以上

<ご参考> 予定しているその他の約款変更の内容

「為替変動型」、「為替変動回避型」

変更箇所	変更の内容
ファンドの名称	ファンドの名称を以下の通り変更します。 為替変動型： 「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）」 為替変動回避型： 「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）」
委託会社の商号変更	「ブラックロック・ジャパン株式会社」に商号変更をします。
償還条項	信託を解約させることができる受益権口数につき、約款の記載を整備します。
取得申込および一部解約請求不可日	取得申込および一部解約請求不可日を米国の銀行の休業日に変更します。

「マザーファンド（為替変動型）」、「マザーファンド（為替変動回避型）」

変更箇所	変更の内容
ファンドの名称	ファンドの名称を以下の通り変更します。 マザーファンド（為替変動型）： 「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」 マザーファンド（為替変動回避型）： 「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」
委託会社の商号変更	「ブラックロック・ジャパン株式会社」に商号変更をします。

<約款変更予定日および約款変更適用予定日>

約款変更予定日：平成18年10月1日

約款変更適用予定日：～平成18年10月1日
平成18年10月23日

<ご参考> 約款新旧対照表

メリルリンチ・ワールド・ボンド・オープン(為替変動型)

新	旧						
追加型証券投資信託 [ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジなし)] 約款	追加型証券投資信託 [メリルリンチ・ワールド・ボンド・オープン(為替変動型)] 約款						
- 運用の基本方針 -	- 運用の基本方針 -						
<p>2.運用方法</p> <p>(1)投資対象 <u>ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし) 受益証券を主要投資対象とします。</u></p> <p>(2)投資態度</p> <ul style="list-style-type: none"> - <u>主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし) 受益証券への投資を通じて、世界主要国の国債等(国債、政府機関債、国際機関債)を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、取得時において投資適格格付(BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付)が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとし</u><u>ます。</u> - <u>シティグループ世界国債インデックス・円ベースをベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。</u> - <u>デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。</u> - <u>実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合もあります。</u> - <u>ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"> <u>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)</u> </td> <td style="padding: 2px;"> <u>外国債券等(主として米州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</u> <u>日本の債券等の一部運用に関する権限</u> <u>投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託者と共有するものとします。)</u> </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"> <u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)</u> </td> <td style="padding: 2px;"> <u>外国債券等(主として欧州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</u> </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"> <u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)</u> </td> <td style="padding: 2px;"> <u>外国債券等(主として日本を除く環太平洋地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</u> </td> </tr> </table> <p><u>前記に関わらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。</u></p>	<u>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)</u>	<u>外国債券等(主として米州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</u> <u>日本の債券等の一部運用に関する権限</u> <u>投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託者と共有するものとします。)</u>	<u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)</u>	<u>外国債券等(主として欧州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</u>	<u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)</u>	<u>外国債券等(主として日本を除く環太平洋地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</u>	<p>2.運用方法</p> <p>(1)投資対象 <u>メリルリンチ・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替変動型) 受益証券を主要投資対象とします。</u></p> <p>(2)投資態度</p> <ul style="list-style-type: none"> - <u>主としてメリルリンチ・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替変動型) 受益証券に投資します。</u> - <u>シティグループ世界国債インデックス・円ベースをベンチマークとします。</u> - <u>実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。</u>
<u>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)</u>	<u>外国債券等(主として米州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</u> <u>日本の債券等の一部運用に関する権限</u> <u>投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託者と共有するものとします。)</u>						
<u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)</u>	<u>外国債券等(主として欧州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</u>						
<u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)</u>	<u>外国債券等(主として日本を除く環太平洋地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</u>						

<p>資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。</p>	
<p>[信託の種類、委託者および受託者] 第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>ブラックロック・ジャパン株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者とします。</p>	<p>[信託の種類、委託者および受託者] 第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者とします。</p>
<p>[受益証券の売却単位および売却価額] 第11条 (省略) ただし、米国の銀行の休業日に当たる場合は、受益証券の取得申込の受付は行いません。 (以下省略)</p>	<p>[受益証券の売却単位および売却価額] 第11条 (省略) ただし、<u>ニューヨーク証券取引所およびフランクフルト証券取引所の休業日</u>に当たる場合は、受益証券の取得申込の受付は行いません。 (以下省略)</p>
<p>[投資の対象とする資産の種類] 第15条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。) イ.~ヌ. (省略) ル. <u>金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第1号、第2号、第3号および第5号で定める取引)に</u>限ります。)に係る権利 (以下省略)</p>	<p>[投資の対象とする資産の種類] 第15条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。) イ.~ヌ. (省略) ル. <u>金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号で定める「スワップ取引」)</u>に限ります。)に係る権利 (以下省略)</p>
<p>[運用の指図範囲等] 第16条 委託者(第17条の2に規定する委託者から委託を受けたもの)を含みます。以下第17条、第18条から第27条まで、第29条および第35条から第36条までについて同じ。)は、信託金を、主として<u>ブラックロック・ジャパン株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者として締結された<u>メリルリンチ・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)</u>(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。 1.~13. (省略) 14. <u>投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)</u> 15.~20. (省略) なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。 ~ (省略)</p>	<p>[運用の指図範囲等] 第16条 委託者は、信託金を、主として<u>メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者として締結された<u>メリルリンチ・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替変動型)</u>(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。 1.~13. (省略) 14. <u>投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)</u> 15.~20. (省略) なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。 ~ (省略) — 委託者は、信託財産に属する私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。 — 前項において親投資信託の信託財産に属する私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p>

[運用の権限委託]

第17条の2 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に定める権限を次の者に委託します。

商号	委託する範囲	所在地
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)	外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。）	40 East 52nd Street New York, NY USA
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（BlackRock Investment Management (UK) Limited）	外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限	33 King William Street, London, UK
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（BlackRock Investment Management (Australia) Limited）	外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限	120 Collins Street, Melbourne, Victoria, Australia

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第43条に基づいて委託者が受ける報酬から委託者の事業年度の毎四半期末のとき支弁するものとし、その報酬総額は第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10000分の26.88の率を乗じて得た額とし、各委託先への配分は別に定めるものとします。

第1項の規定にかかわらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその委託内容を変更することができます。

[先物取引等の運用指図・目的・範囲]

第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価

[運用の権限委託]

第17条の2 (削除)

[先物取引等の運用指図・目的・範囲]

第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価

<p>証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（証券インデックス・オプション取引を含む）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（証券インデックス・オプション取引を含む）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。 <p>委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。 <p>委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図]</p> <p>第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する</p>	<p>[金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図]</p> <p>第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する</p>

<p>ため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>— 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>	<p>ため金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p><u>金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</u></p> <p>— 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>
<p>[外国為替予約の指図および範囲]</p> <p>第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をしますものとします。</p>	<p>[外国為替予約の指図および範囲]</p> <p>第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>前項の予約取引の指図は、<u>信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。</u></p> <p>前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をしますものとします。</p>
<p>[信託の一部解約]</p> <p>第50条 （省略）</p> <p>前項の場合の一部解約の実行の請求日が<u>米国の銀行の休業日</u>に当たる場合は、一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>[信託の一部解約]</p> <p>第50条 （省略）</p> <p>前項の場合の一部解約の実行の請求日が<u>ニューヨーク証券取引所およびフランクフルト証券取引所の休場日</u>に当たる場合は、一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。</p> <p>（以下省略）</p>
<p>[信託契約の解約]</p> <p>第51条 （省略）</p> <p>委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>[信託契約の解約]</p> <p>第51条 （省略）</p> <p>委託者は、信託契約の一部を解約することにより、<u>累積投資約款に規定する各信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。</u>この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>（以下省略）</p>

メリルリンチ・ワールド・ボンド・オープン（為替変動回避型）

新	旧						
追加型証券投資信託 [ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）] 約款	追加型証券投資信託 [メリルリンチ・ワールド・ボンド・オープン（為替変動回避型）] 約款						
- 運用の基本方針 -	- 運用の基本方針 -						
<p>2.運用方法</p> <p>(1)投資対象</p> <p><u>ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）</u> 受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2)投資態度</p> <ul style="list-style-type: none"> — 主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券への投資を通じて、世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBB マイナス、Baa3 または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。 — シティグループ世界国債インデックス・円ヘッジ円ベースをベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。 — デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。 — 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。 — ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"> <u>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)</u> </td> <td style="padding: 2px;"> 外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"> <u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)</u> </td> <td style="padding: 2px;"> 外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"> <u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited)</u> </td> <td style="padding: 2px;"> 外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 </td> </tr> </table> <p>— 前記に関わらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。</p> <p>— 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。</p>	<u>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)</u>	外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。）	<u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)</u>	外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限	<u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited)</u>	外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限	<p>2.運用方法</p> <p>(1)投資対象</p> <p><u>メリルリンチ・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替変動回避型）</u> 受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2)投資態度</p> <ul style="list-style-type: none"> — 主としてメリルリンチ・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替変動回避型）受益証券に投資します。 — シティグループ世界国債インデックス・円ヘッジ円ベースをベンチマークとします。 — 実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
<u>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)</u>	外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。）						
<u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)</u>	外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限						
<u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited)</u>	外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限						
[信託の種類、委託者および受託者]	[信託の種類、委託者および受託者]						

<p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>ブラックロック・ジャパン株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者とします。</p>	<p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者とします。</p>						
<p>[受益証券の売却単位および売却価額] 第11条 (省略) ただし、<u>米国の銀行の休業日に当たる場合は、受益証券の取得申込の受付は行ないません。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>[受益証券の売却単位および売却価額] 第11条 (省略) ただし、<u>ニューヨーク証券取引所およびフランクフルト証券取引所の休業日に当たる場合は、受益証券の取得申込の受付は行ないません。</u></p> <p>(以下省略)</p>						
<p>[投資の対象とする資産の種類] 第15条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。) イ. ~ヌ. (省略) ル. <u>金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第1号、第2号、第3号および第5号で定める取引)に限り、</u>に係る権利</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[投資の対象とする資産の種類] 第15条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。) イ. ~ヌ. (省略) ル. <u>金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号で定める「スワップ取引」に限り、</u>に係る権利</p> <p>(以下省略)</p>						
<p>[運用の指図範囲等] 第16条 委託者(第17条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下第17条、第18条から第27条まで、第29条および第35条から第36条までについて同じ。)は、<u>信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)</u>(以下「<u>親投資信託</u>」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。 1. ~13. (省略) 14. <u>投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)</u> 15. ~20. (省略) なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「<u>株式</u>」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、<u>および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「<u>公社債</u>」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)</u>を以下「<u>投資信託証券</u>」といいます。 ~ (省略)</p>	<p>[運用の指図範囲等] 第16条 委託者は、<u>信託金を、主としてメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたメリルリンチ・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替変動回避型)</u>(以下「<u>親投資信託</u>」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。 1. ~13. (省略) 14. <u>投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)</u> 15. ~20. (省略) なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「<u>株式</u>」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「<u>公社債</u>」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「<u>投資信託証券</u>」といいます。 ~ (省略) — <u>委託者は、信託財産に属する私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。</u> — <u>前項において親投資信託の信託財産に属する私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p>						
<p>[運用の権限委託] 第17条の2 委託者は、<u>運用の指図に関する権限のうち、次に定める権限を次の者に委託します。</u></p> <table border="1" data-bbox="252 1975 769 2054"> <thead> <tr> <th>商号</th> <th>委託する範囲</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ブラックロック・ファイナ</u></td> <td><u>外国債券等(主として米</u></td> <td><u>40 East 52nd Street New</u></td> </tr> </tbody> </table>	商号	委託する範囲	所在地	<u>ブラックロック・ファイナ</u>	<u>外国債券等(主として米</u>	<u>40 East 52nd Street New</u>	<p>[運用の権限委託] 第17条の2 (削除)</p>
商号	委託する範囲	所在地					
<u>ブラックロック・ファイナ</u>	<u>外国債券等(主として米</u>	<u>40 East 52nd Street New</u>					

<p>ンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)</p>	<p>州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限 (当該権限は委託者と共有するものとします。)</p>	<p>York, NY USA</p>	
<p>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)</p>	<p>外国債券等(主として欧州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</p>	<p>33 King William Street, London, UK</p>	
<p>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)</p>	<p>外国債券等(主として日本を除く環太平洋地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</p>	<p>120 Collins Street, Melbourne, Victoria, Australia</p>	
<p>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第43条に基づいて委託者が受ける報酬から委託者の事業年度の毎四半期末のとき支弁するものとし、その報酬総額は第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10000分の26.88の率を乗じて得た額とし、各委託先への配分は別に定めるものとします。</p> <p>第1項の規定にかかわらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。</p> <p>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその委託内容を変更することができます。</p>			
<p>[先物取引等の運用指図・目的・範囲]</p> <p>第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引(証券インデックス・オプション取引を含む)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)</p>		<p>[先物取引等の運用指図・目的・範囲]</p> <p>第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引(証券インデックス・オプション取引を含む)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)</p> <p>1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。</p>	

<p>委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。</p> <p>1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。</p> <p>2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。</p> <p>1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。</p> <p>2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。</p>
<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図]</p> <p>第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないも</p>	<p>[金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図]</p> <p>第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に</p>

<p>のとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>	<p>定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>
<p>[外国為替予約の指図および範囲] 第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p>	<p>[外国為替予約の指図および範囲] 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。</p> <p>前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。</p>
<p>[信託の一部解約] 第50条（省略） 前項の場合の一部解約の実行の請求日が米国の銀行の休業日に当たる場合は、一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>[信託の一部解約] 第50条（省略） 前項の場合の一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所およびフランクフルト証券取引所の休場日に当たる場合は、一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。</p> <p>（以下省略）</p>
<p>[信託契約の解約] 第51条（省略） 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>（以下 省略）</p>	<p>[信託契約の解約] 第51条（省略） 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、累積投資約款に規定する各信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>（以下 省略）</p>

メリルリンチ・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替変動型）

新	旧						
親投資信託 [ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）] 約款	親投資信託 [メリルリンチ・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替変動型）] 約款						
運用の基本方針	運用の基本方針						
<p>2.運用方法 (2)投資態度</p> <ul style="list-style-type: none"> — シティグループ世界国債インデックス・円ベースをベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。 — 世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。 — デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。 — 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合もあります。 — ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"> <u>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)</u> </td> <td style="padding: 2px;"> 外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"> <u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)</u> </td> <td style="padding: 2px;"> 外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"> <u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited)</u> </td> <td style="padding: 2px;"> 外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 </td> </tr> </table> <p>前記に関わらず、委託者は、日本を除く市場の休曜日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。</p> <p>資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。</p>	<u>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)</u>	外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。）	<u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)</u>	外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限	<u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited)</u>	外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限	<p>2.運用方法 (2)投資態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シティグループ世界国債インデックス・円ベースをベンチマークとします。日本を含む世界主要国の公社債への投資および為替運用により、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ・ 債券の運用に当たっては、世界主要国の国債等を中心に公社債に投資します。プライマリー・リサーチ（現地訪問による独自の調査）およびファンダメンタル分析による世界の金利予測・投資環境予測に基づいた長期運用戦略により債券のポートフォリオを構築します。また、イールド・カーブ、市場間利回りスプレッドの変化をとらえた短期の運用戦略も組み合わせる積極的な運用を行いません。 ・ 為替の運用に当たってもプライマリー・リサーチおよびファンダメンタル分析による世界の為替予測・投資環境予測に基づいて積極的な運用を行いません。 ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
<u>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)</u>	外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。）						
<u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)</u>	外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限						
<u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited)</u>	外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限						
<p>[信託の種類、委託者および受託者] 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。</p>	<p>[信託の種類、委託者および受託者] 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、メリルリンチ・インベストメント・マネージャーズ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。</p>						

<p>[受益者] 第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする<u>ブラックロック・ジャパン株式会社</u>の証券投資信託の受託者である信託会社または信託業務を営む銀行とします。</p>	<p>[受益者] 第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする<u>メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社</u>の証券投資信託の受託者である信託会社または信託業務を営む銀行とします。</p>									
<p>[投資の対象とする資産の種類] 第9条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ.～ヌ.（省略） ル. <u>金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第1号、第2号、第3号および第5号で定める取引）に</u>限ります。）に係る権利 （以下省略）</p>	<p>[投資の対象とする資産の種類] 第9条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び当市法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ.～ヌ.（省略） ル. <u>金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号で定める「スワップ取引」に</u>限ります。）に係る権利 （以下省略）</p>									
<p>[運用の指図範囲等] 第10条 <u>委託者（第11条の2に規定する委託者から委託を受けたもの）を含みます。以下第11条、第12条から第21条まで、第23条および第30条から第31条までについて同じ。）</u>は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。 1.～13.（省略） 14. <u>投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）</u> 15.～20.（省略） なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。 ～（省略）</p>	<p>[運用の指図範囲等] 第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。 1.～13.（省略） 14. <u>投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）</u> 15.～20.（省略） なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。 ～（省略） <u>私募により募集された国内の社債（短期社債等を除く）および市場価格で売却できない外債への投資が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p>									
<p>[運用の権限委託] 第11条の2 <u>委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に定める権限を次の者に委託します。</u></p> <table border="1" data-bbox="252 1451 769 2065"> <thead> <tr> <th>商号</th> <th>委託する範囲</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク</u> (BlackRock Financial Management, Inc.)</td> <td><u>外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</u> <u>日本の債券等の一部運用に関する権限</u> <u>投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。）</u></td> <td><u>40 East 52nd Street New York, NY USA</u></td> </tr> <tr> <td><u>ブラックロックス</u></td> <td><u>外国債券等</u></td> <td><u>33 King</u></td> </tr> </tbody> </table>	商号	委託する範囲	所在地	<u>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク</u> (BlackRock Financial Management, Inc.)	<u>外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</u> <u>日本の債券等の一部運用に関する権限</u> <u>投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。）</u>	<u>40 East 52nd Street New York, NY USA</u>	<u>ブラックロックス</u>	<u>外国債券等</u>	<u>33 King</u>	<p>[運用の権限委託] 第11条の2 <u>（削除）</u></p>
商号	委託する範囲	所在地								
<u>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク</u> (BlackRock Financial Management, Inc.)	<u>外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</u> <u>日本の債券等の一部運用に関する権限</u> <u>投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。）</u>	<u>40 East 52nd Street New York, NY USA</u>								
<u>ブラックロックス</u>	<u>外国債券等</u>	<u>33 King</u>								

<p>ク・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)</p>	<p>(主として欧州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</p>	<p>William Street, London, UK</p>	
<p>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)</p>	<p>外国債券等(主として日本を除く環太平洋地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</p>	<p>120 Collins Street, Melbourne, Victoria, Australia</p>	
<p>前項の委託を受けた者は、この信託契約に関し報酬を收受しません。</p> <p>第1項の規定にかかわらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。</p> <p>第1項の規定にかかわらず、第1項より委託を受けたものが、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその委託内容を変更することができます。</p>			
<p>[先物取引等の運用指図・目的・範囲]</p> <p>第15条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引(証券インデックス・オプション取引を含む)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>[先物取引等の運用指図・目的・範囲]</p> <p>第15条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引(証券インデックス・オプション取引を含む)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。 <p>委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて 		

<p>委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。</p> <p>2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。</p> <p>1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。</p> <p>2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。</p>
<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲]</p> <p>第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>— 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>	<p>[金利先渡取引および為替先渡取引の運用範囲]</p> <p>第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>— 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>
<p>[外国為替予約の指図および範囲]</p> <p>第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替</p>	<p>[外国為替予約の指図および範囲]</p> <p>第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替</p>

<p>の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。</p>	<p>の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。</p> <p>前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。</p>
--	--

メリルリンチ・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替変動回避型）

新	旧
<p>親投資信託 [ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド (為替ヘッジあり)] 約 款</p>	<p>親投資信託 [メリルリンチ・ワールド・ボンド・マザーファンド (為替変動回避型)] 約 款</p>
<p>運用の基本方針</p>	<p>運用の基本方針</p>
<p>2. 運用方法</p>	<p>2. 運用方法</p>
<p>(2) 投資態度</p>	<p>(2) 投資態度</p>
<p>— シティグループ世界国債インデックス・円ヘッジ円ベースをベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p>	<p>— シティグループ世界国債インデックス・円ヘッジ円ベースをベンチマークとします。日本を含む世界主要国の公社債への投資および為替運用により、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p>
<p>— 世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。</p>	<p>— 債券の運用に当たっては、世界主要国の国債等を中心に公社債に投資します。プライマリー・リサーチ（現地訪問による独自の調査）およびファンダメンタル分析による世界の金利予測・投資環境予測に基づいた長期運用戦略により債券のポートフォリオを構築します。また、イールド・カーブ、市場間利回りスプレッドの変化をとらえた短期の運用戦略も組合わせて積極的な運用を行ないます。</p>
<p>— デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。</p>	<p>— 為替の運用に当たってもプライマリー・リサーチおよびファンダメンタル分析による世界の為替予測・投資環境予測に基づいて積極的な運用を行ないます。</p>
<p>— 外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。</p>	<p>— 外貨建資産については原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替も運用対象としているため常時外貨建資産の全てについて為替ヘッジを施すわけではありませ</p>
<p>— ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。</p>	<p>—</p>
<p>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)</p>	<p>外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。）</p>
<p>ブラックロック・インベストメント・マネジメント (UK) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)</p>	<p>外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</p>
<p>ブラックロック・インベストメント・マネジメント (オーストラリア) リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia))</p>	<p>外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</p>

<p>Limited)</p>	<p>前記に関わらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。</p> <p>資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。</p>							
<p>[信託の種類、委託者および受託者]</p> <p>第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、<u>ブラックロック・ジャパン株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者とします。</p>		<p>[信託の種類、委託者および受託者]</p> <p>第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、<u>メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者とします。</p>						
<p>[受益者]</p> <p>第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする<u>ブラックロック・ジャパン株式会社</u>の証券投資信託の受託者である信託会社または信託業務を営む銀行とします。</p>		<p>[受益者]</p> <p>第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする<u>メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社</u>の証券投資信託の受託者である信託会社または信託業務を営む銀行とします。</p>						
<p>[投資の対象とする資産の種類]</p> <p>第9条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） <ol style="list-style-type: none"> ～ヌ。（省略） 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第1号、第2号、第3号および第5号で定める取引に限りません。）に係る権利 <p>（以下省略）</p>		<p>[投資の対象とする資産の種類]</p> <p>第9条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） <ol style="list-style-type: none"> ～ヌ。（省略） 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号で定める「スワップ取引」に限りません。）に係る権利 <p>（以下省略）</p>						
<p>[運用の指図範囲等]</p> <p>第10条 委託者（第11条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下第11条、第12条から第21条まで、第23条および第30条から第31条までについて同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ～13.（省略） 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。） ～20.（省略） <p>なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>～（省略）</p>		<p>[運用の指図範囲等]</p> <p>第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ～13.（省略） 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。） ～20.（省略） <p>なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>～（省略）</p> <p><u>私募により募集された国内の社債（短期社債等を除く）および市場価格で売却できない外債への投資が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p>						
<p>[運用の権限委託]</p> <p>第11条の2 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に定める権限を次の者に委託します。</p> <table border="1" data-bbox="268 1861 735 2047"> <thead> <tr> <th>商号</th> <th>委託する範囲</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・イ</td> <td>外国債券等（主として米州地域の運用ならびに当該運</td> <td>40 East 52nd Street New York, NY USA</td> </tr> </tbody> </table>	商号	委託する範囲	所在地	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・イ	外国債券等（主として米州地域の運用ならびに当該運	40 East 52nd Street New York, NY USA		<p>[運用の権限委託]</p> <p>第11条の2 <u>（削除）</u></p>
商号	委託する範囲	所在地						
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・イ	外国債券等（主として米州地域の運用ならびに当該運	40 East 52nd Street New York, NY USA						

	<p>ンク (BlackRock Financial Management, Inc.)</p>	<p>用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 投資信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託者と共有するものとします。）</p>		
	<p>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)</p>	<p>外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</p>	<p>33 King William Street, London, UK</p>	
	<p>ブラックロック・インベストメント（オーストラリア）リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited)</p>	<p>外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</p>	<p>120 Collins Street, Melbourne, Victoria, Australia</p>	
<p>前項の委託を受けた者は、この信託契約に関し報酬を収受しません。</p>				
<p>第1項の規定にかかわらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。</p>				
<p>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその委託内容を変更することができます。</p>				
<p>[先物取引等の運用指図・目的・範囲] 第15条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（証券インデックス・オプション取引を含む）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含まれるものとします（以下同じ。）。</p>		<p>[先物取引等の運用指図・目的・範囲] 第15条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（証券インデックス・オプション取引を含む）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含まれるものとします（以下同じ。）。 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指</p>		

<p>委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。</p> <p>2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。</p> <p>1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。</p> <p>2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。</p> <p>1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。</p> <p>2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。</p>
<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲]</p> <p>第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超え</p>	<p>[金利先渡取引および為替先渡取引の運用範囲]</p> <p>第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p>

<p>ないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>— 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>	<p><u>金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</u></p> <p>— 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>
<p>[外国為替予約の指図および範囲]</p> <p>第23条 <u>委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</u></p>	<p>[外国為替予約の指図および範囲]</p> <p>第23条 <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p><u>前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。</u></p> <p><u>前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。</u></p>